

(仮称)「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」骨子素案

はじめに

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が課題となる中、本県では「地域で共に生きる力を育てる」を基本理念とした「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」を取りまとめた。本プランは、基本ビジョンにある6つの観点に基づき、障害のある子どもとない子どもが共に育つことのできる教育とその指導の充実をめざそうとするものである。

第1 滋賀のめざす特別支援教育

1 本県がめざす特別支援教育

(1) めざす姿

- 子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては地域で学ぶことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。(※ 法令の定める範囲においての選択)
- 「(地域で) 共に学ぶ」ことにより、全ての子どもが、互いの違いやよさ・障害等を認め合いながら、地域社会の一員として心豊かに成長し合うことができる。
- 障害のある子どもが、障害のない子どもと地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できるよう、子ども一人ひとりに応じた適切な指導を行う。

(2) プランの位置付け

本プランは、「第2期滋賀県教育振興基本計画」および平成27年3月策定の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」に基づく、具体的な実施計画として取りまとめる。

(3) 市町との協働

作成にあたっては、市町との丁寧な意見交換のもと、各市町の地域性や教育資源などに留意しながら、画一的な計画とならないよう十分に配慮

各市町のニーズを踏まえ、市町毎の課題に応じた県と市町の共同研究により、連携・協働した施策を推進

(4) 計画期間

- 10年先を見据え、まずは、平成28年度から平成32年度までの概ね5年間に重点的に取り組む計画としてまとめる。
- 計画期間における国の動向や社会情勢・教育環境の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、3年を目途に見直しを行う。

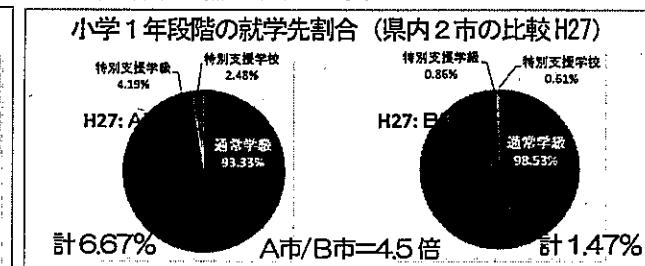
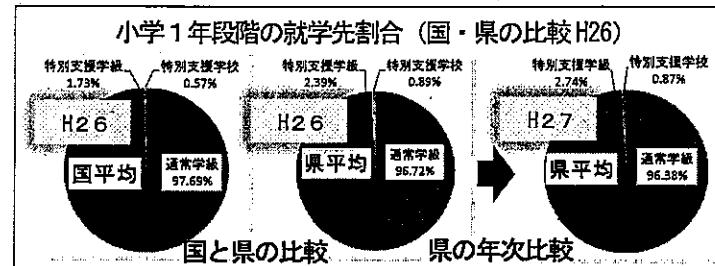


2 現状と課題および今後の方向性

(1) 現状と課題

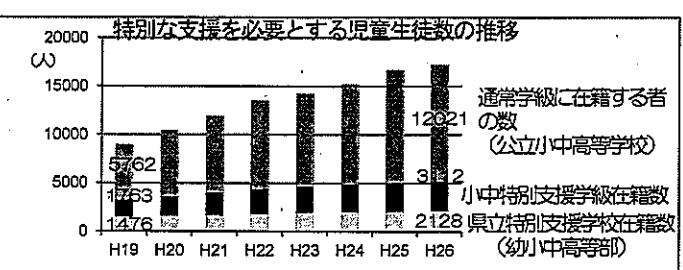
就学状況の問題

本県義務教育段階の特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高く(H26 全国: 0.68% 本県: 0.99%)、特別支援学校や特別支援学級への就学率に市町間で大きな差がある。→各市町に共通した就学指導の体制整備が早急に必要



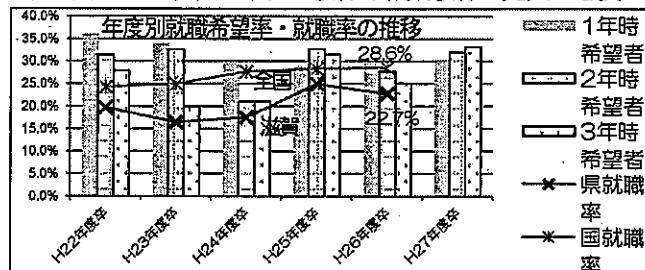
特別な支援を必要とする児童生徒の増加

通常学級に在籍する要支援児童生徒および特別支援学級・特別支援学校在籍数が増加 →特に通常学級在籍の要支援児童生徒への指導体制の整備・充実が必要



特別支援学校卒業生の就職率

全国に比して、本県特別支援学校卒業生の就職率が低く、就職希望者も3割程度 →卒業後の就労に向け生徒の就労意欲を高めるよう、キャリア教育や職業教育の充実が必要



(2) 今後の方向性

- 子どもの障害の状況に応じた適切な学びの場の柔軟な選択に向け、各学校園段階における就学相談と進路指導の体制を整備・充実させる。
- 障害のある子どもへの指導内容や方法を充実・改善し、どの子どもにもわかりやすいユニバーサルデザインの視点を踏ました授業づくり、学級づくりを推進する。
- キャリア教育・職業教育を充実し、就労に向けた多様な職種・職域の開拓に努めるとともに、卒業後の社会的・職業的自立をめざした教育を推進する。

資料1

H27.11.25 常任委員会資料
学校支援課

第2 各校園等の将来の姿

幼稚園・保育所等(幼稚部)

- 県内どの市町においても、保護者への十分な情報の提供がなされ、障害に応じた適切な就学先を決めることができる。
- 障害のある子どもが地域の小学校へ就学できる。

小中学校(小中学部)

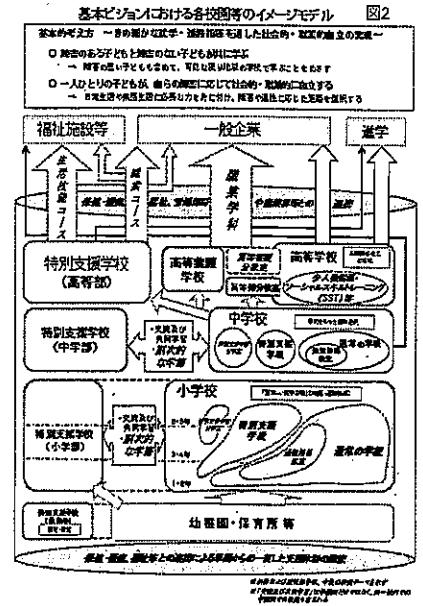
- 障害の種別や程度にかかわらず、副次的な学籍制度や特別支援学校の分教室といった新たな仕組みの中で、地域の学校に在学しながら専門性の高い指導を受けることができる。
- 教員の指導力が向上し、発達障害を含む障害のある子どもたちの学習上の困難さが軽減され、人間関係能力の向上が図られる。

高等学校(高等部)

- ソーシャルスキルトレーニング等、生徒の障害特性に応じた指導により、社会生活能力を向上させることができる。
- 社会的・職業的自立に向けて、地域や企業と連携したキャリア教育・職業教育が行われる。

特別支援学校

- 子ども一人ひとりが、自らの障害の状況に応じて生活の質を高めていくことができる。
- 障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、社会参加に向けた力を高めることができる。
- 地域で学ぶ障害のある子どもが、専門的な指導を受けることができる「地域のセンター」として活用される。



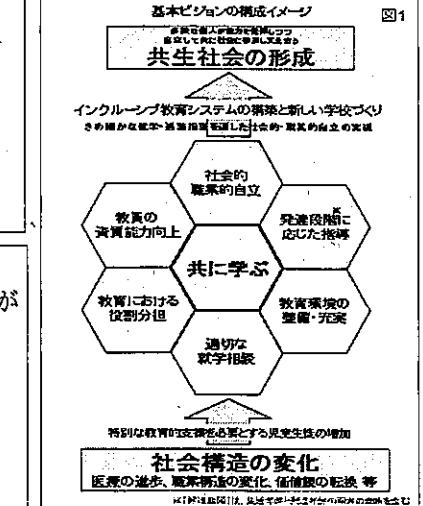
第3 具体の取組

取組の考え方

- 障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に学ぶことを基本に、地域で共に「生きていく力」を育てる。
- 「共に学ぶ」を基本の柱とした6つの柱に基づいて手立てを講じ、市町との緊密な連携と協働のもと共同研究等やモデル事業を通して取組を進める。

1 適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談を実施
- 就学前から学校を卒業するまでの間に渡って、発達段階に応じた一貫した指導・支援が受けられるシステムを構築
 - (1) 教育支援委員会の設置と充実
 - (2) 適切な就学相談システムの構築
 - (3) 総合教育センターの相談支援機能の強化



2 教員の資質能力向上

- 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の専門性や指導力を向上
- 全ての学校園等における教員研修を充実させ、各学校間の人事交流を促進
 - (1) 管理職のマネジメント力の強化と全教職員対象の研修の実施
 - (2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進
 - (3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室教員の専門性向上
 - (4) 専門性向上にかかる研究の充実

3 発達段階に応じた指導の充実

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざし、各学校園段階における指導を充実・改善
 - (1) 幼小中高の各発達段階に応じた指導の実施
 - (2) ガイドブック等を活用した児童生徒への指導の充実
 - (3) 人間関係能力の育成をめざした中学校段階での指導
 - (4) 学びと生活の基礎を育てる小学校段階での指導
 - (5) 成長の土台となる力を育てる幼稚園段階での指導
 - (6) 自己実現をめざした高等学校段階での指導

4 社会的・職業的自立の実現

- 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身につけ、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開
 - (1) 小中高一貫したキャリア教育の実施
 - (2) 特別支援学校における職業教育の充実・改善
 - (3) 高等学校における職業教育の充実・改善
 - (4) 障害の重い子どもへの指導の充実

5 教育環境の充実

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害に応じた合理的配慮を提供
 - (1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり
 - (2) 小中学校における充実
 - (3) 高等学校における充実
 - (4) 特別支援学校における充実

6 教育における連携(役割分担)の推進

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担し連携・協力して、取組を円滑に実施
- 保健・医療・福祉・労働等の関係機関や家庭や地域・企業等との連携協力による卒業後の自立まで見据えた幅広い教育支援を実現